

他大学の授業科目履修に関する取扱要項

平成16年4月 1日 制 定

平成20年3月25日 最終改正

- 1 京都教育大学学則第13条及び京都教育大学大学院教育学研究科規則第26条の規定により、他の大学、短期大学又は他の大学の大学院（以下「他大学」という。）の授業科目を履修するときは、この要項の定めるところによる。
- 2 他大学の授業科目の履修は、本学（大学院を含む。以下「本学」という。）が教育上有益と認めるときに、当該他大学との協議に基づいて行うものとする。
- 3 前項により他大学で履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、教育学部にあつては60単位を、教育学研究科にあつては10単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 教育学研究科において、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる10単位の範囲は、別表のとおりとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前入学生は、なお、従前の例による。

別表

	学校教育専攻		障害児教育専攻		教科教育専攻	
	最低修得 単位数	認定可能 単位数	最低修得 単位数	認定可能 単位数	最低修得 単位数	認定可能 単位数
学校教育に関する科目	16	4	6	2	2 ~ 6	2
障害児教育に関する科目	4	2	14	4	4 ~ 0	
教科教育に関する科目	4	4	4	4	6	2
教科専門に関する科目					6	2
専修共通科目					2	-
自由選択					4	4

各専攻及び科目区分毎の認定可能単位数は上表のとおりとする。ただし、本研究科設置科目に読み替えることが認められた場合に限る。